

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 農産課

法令名	農産物検査法		法令番号	昭和26年法律第144号	
手続名	地域登録検査機関の登録		根拠条項	第17条	
審査基準	<p>申請書において以下により審査を行い、法第17条第2項の登録要件に適合しているかどうか等についての確認を行う。</p> <p>(1) 登記事項証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録を受けようとする法人（以下「申請者」という。）が法人格をもつ組織として登記されていること。 <p>(2) 農産物検査員</p> <p>ア 農産物検査員の氏名等</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書に記載された農産物検査員の氏名及び住所が農林水産大臣が作成する名簿に登録された者であること。 当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類、区域と申請者が農産物検査を行おうとする農産物の種類、農産物検査の登録の区分及び農産物検査を行おうとする区域とが適合していること。 当該農産物検査員と申請者との関係を証明する書面により、申請書に記載された農産物検査員が申請者の指揮命令下に置かれていることが確認できること。 <p>イ 農産物検査員の数</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則第15条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる数以上の検査員を確保していること。 <p>(3) 定款等</p> <ul style="list-style-type: none"> 農産物検査の業務が申請者の定款に記載されている業務の範囲を逸脱するものでないこと。 申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等の書類において、検査部門の担当役職員が、法若しくは法に基づく命令又はこれらの規定に基づく処分違反するいかなる指揮命令にも拘束されず、独立して職務を遂行し得る権限を有することが明示されていること等により、検査部門の公正かつ中立的な業務運営の実施が可能となるような体制が整備されていること。 <p>(4) 役員の氏名及び住所</p> <ul style="list-style-type: none"> 法第17条第3項第1号及び第3号の規定に該当しないこと。 <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> 農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有すること。 <p>(6) 事業計画書及び見積損益計算書（収支予算）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農産物検査の業務が事業計画に示され、これに見合った予算が確保されていること。 				
	受付機関	農産課	処理機関	農産課	交付機関
			標準処理期間	日	目次
			標準経由期間	日	
1					

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 農産課

法令名	農産物検査法		法令番号	昭和26年法律第144号	
手続名	地域登録検査機関の登録		根拠条項	第17条	
審査基準	<p>(7) 検査場所に関する書類</p> <p>ア 国内産農産物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物検査を行う場所の所有者又は管理者が検査場所において農産物検査を行うことにつき、やむを得ないと認められる特別の事由がある場合を除き、受検者が自由に利用できる場所であること。 ・検査場所における明るさ及び光線の色が、円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められるものであること。 ・雨天等の場合であっても農産物検査の実施が可能であること。 ・主たる検査時期において、農産物検査を円滑に実施し得る広さを有し、かつ交通事情等からみて、農産物検査に係る農産物の運搬が円滑に行い得ること。 <p>イ 国内産農産物（飼料用もみ又は飼料用玄米に係る品位等検査のみを行う場合の検査場所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物検査を行う場所の所有者又は管理者が検査場所において農産物検査を行うことにつき、やむを得ないと認められる特別の事由がある場合を除き、受検者が自由に利用できる場所であること。 ・試料採取、量目、荷造り、包装及び品位の検査を円滑に実施し得る場所であること。 <p>ウ 外国産農産物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試料採取、量目、荷造り及び包装の検査を円滑に実施し得る場所であること。 <p>エ 成分検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物検査を円滑に実施するために支障がないと認められる広さを有していること。 ・試葉等の適切な保管・管理を行うことができること。 ・農産物検査員が安全に業務を実施するために必要な設備を有していること。 <p>(8) 機械器具その他設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第16条に掲げる機械器具その他の設備を、所有し、又は貸借契約により使用の権限を有していること。 				
	受付機関	農産課	処理機関	農産課	交付機関
		標準処理期間		日	目次
		標準経由期間		日	
2					